

# 小笠原諸島森林生態系保護地域 保全管理計画の改定について

- 保全管理計画の位置づけ
- 保護林管理計画の構成
- 項目と主な改正点
- スケジュール

# 小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理計画の位置づけ

## 【森林計画】

### 「保護林管理方針書」の作成(林野庁長官通知)

保護林毎に作成することとなっている。関東森林管理局保護林管理委員会に意見を聴く。

#### 【内容】

- ・名称 ・面積 ・設定(変更)年月日 ・位置及び区域(保存地区、保全利用地区それぞれの位置) ・保護管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項
- ・保護・管理及び利用に関する事項 など

保護林管理方針書の一部として特に小笠原について別途定める

小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理計画

森林計画(地域管理経営計画・施業実施計画)へ反映

## 【自然遺産】

世界自然遺産小笠原諸島管理計画

小笠原諸島の管理の基本的な方針等を明らかにすることを目的に策定

# 小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理計画の構成

はじめに

## 1 対象地の概要

○ 適切な保全管理を推進するための前提条件となる自然環境、社会情勢などの概観

### (1) 位置・面積

- ① 位置
- ② 面積

### (2) 自然環境

- ① 気候・気象
- ② 地形・地質及び土壌
- ③ 生態系

### (3) 社会情勢

- ① 産業
- ② 土地利用と地域開発計画

### (4) 列島毎の自然特性

- ① 聳島列島
- ② 父島列島
- ③ 母島列島
- ④ 火山列島

## 2 保全管理に関する基本的事項

○ 森林生態系保護地域設定時にコンセンサスが得られた森林管理・利用の考え方を明らかにするとともに、各島ごとの中期的な保全管理の考え方を記述

### (1) 保存地区(コアゾーン)

- ① 森林管理 ② 森林利用
- (2) 保全利用地区(バッファゾーン)
  - ① 森林管理 ② 森林利用
- (3) その他の地域

### (4) 各島ごとの保全管理の考え方と重点事項

- ① 聳島列島
- ② 父島列島
- ③ 母島列島
- ④ 火山列島及び孤立島

## 3 当面の課題に関する事項

○ 優先的に対策を講じる地域を明らかにするとともに、外来種対策、利用に関する具体的な考え方を整理した短期的な取り組み方針

### (1) 特に緊急に対策を講ずべき地域

- ① 父島【東部】
- ② 兄島
- ③ 母島【中北部】

### (2) 外来種に関する事項

- ① 植物種
- ② 動物種

### (3) 利用に関する事項

- ① 一般の利用に供する歩道
- ② 指定ルート・海岸
- ③ 立入の手続き
- ④ 利用のルールの周知

### (4) その他の事項

## 4 推進体制等

○ 適切な保全管理を推進していくために必要な枠組、事項等を記載

- (1) 保全管理委員会
- (2) モニタリング調査・巡視等
- (3) 情報基盤の整備
- (4) 情報の提供・普及啓発
- (5) ボランティア活動との連携等
- (6) 世界遺産登録との関係

# 項目と主な改正点

## 大項目(小項目)

## 主な改正点

はじめに

- ・小笠原森林生態系保護地域部会への名称変更
- ・世界遺産登録及び管理機関による保全管理
- ・社会情勢等の変化に伴う保全管理計画改定

1. 対象地の概要

- (1) 位置・面積
- (2) 自然環境
- (3) 社会情勢
- (4) 列島別の自然特性

- ・自然環境(気象、植生、生態系等)を世界遺産管理計画の記載内容に基づき修正
- ・列島別の自然特性について、鳥類の繁殖、ノヤギ根絶箇所、西之島の噴火等、最新の内容に修正

2. 保全に関する基本的事項

- (1) 保存地区
- (2) 保全利用地区
- (3) その他の地域
- (4) 各島ごとの保全管理の考え方と重点事項

- ・各島ごとの保全管理の考え方と重点事項について、弟島オガサワラグワ群集、兄島グリーンアノール侵入、東島での希少鳥類繁殖等、最新の内容に修正

# 項目と主な改正点

## 大項目(小項目)

### 3. 当面の課題に関する事項

- (1)特に緊急に対策を講ずるべき地域
- (2)外来種に関する事項
- (3)利用に関する事項
- (4)その他の事項



## 主な改正点

- ・特に緊急に対策を講ずるべき地域について、父島(東部)、兄島、母島でのこれまでの外来種駆除等の成果を踏まえた内容に修正
- ・外来種に関する事項について、ノヤギ駆除実績を踏まえた内容に修正
- ・利用に関する事項について、指定ルート of 維持・管理、見直しに関し内容を整理

### 4. 推進体制等

- (1)保全管理委員会
- (2)モニタリング調査・巡視等
- (3)情報基盤の整理
- (4)情報提供・普及啓発
- (5)ボランティア活動との連携等
- (6)世界自然遺産との関係



- ・小笠原森林生態系保護地域部会への名称変更
- ・管理機関との連携
- ・世界自然遺産管理計画との調整

# スケジュール

期間	項目		会議等	内容	資料	相手方	備考
	令和元	6月	中旬	第1回小笠原部会	委員の意見交換	計画書素案	部会委員、管理機関
下旬			森林生態系修復検討委員会	計画書素案の説明	〃	修復検討委員	6/25開催
7月		上旬		計画素案に対する意見照会	〃	部会委員、修復検討委員、管理機関	素案をメールにて送付
		中旬					
		下旬		意見照会締切		部会委員、修復検討委員、管理機関	
8月		上旬		意見のとりまとめ、対応の検討			
		中旬					
		下旬		関係者の意見の反映		座長説明	
9月		上旬		計画書改定案の作成		部会委員、修復検討委員、管理機関	改定案をメールにて送付
		中旬	第1回現地連絡会議	計画書改定案の説明	計画書改定案	連絡会構成員	9/19実施
		下旬					
10月		上旬	住民説明会	住民等意見の反映	〃		10/8母島、10/11父島 実施
					計画書最終原案	座長確認後、部会委員、修復事業検討委員、管理機関へ送付	10/11送付
		中旬					
		下旬	保護林管理委員会	改定の状況等の説明	〃	保護林管理委員	10/30実施
11月			第2回小笠原部会	計画書最終案の決定	〃	部会委員、管理機関	11/15実施
						正文作成	
12月	上旬	保護林管理委員会へ報告	計画書の決定	計画書最終案			
	中旬	最終案決裁、プレスリリース					

## 小笠原諸島森林生態系保護地域部会運営要領

平成29年7月24日 29関計第189号  
関東森林管理局長通知

[最終改正]令和元年5月17日

## 第1 趣旨

関東森林管理局保護林管理委員会運営要領（平成28年3月31日付け27関計第151号関東森林管理局長通知）第3の4の規定に基づき、関東森林管理局保護林管理委員会（以下「管理委員会」という。）の下に小笠原諸島森林生態系保護地域部会（以下「小笠原部会」という。）を設置し、その運営に関し、必要な事項を定める。

## 第2 検討事項

小笠原部会は、管理委員会の所掌事務のうち、小笠原諸島森林生態系保護地域に関する事項について検討を行う。

## 第3 組織

- 1 小笠原部会の委員は、学識経験者、研究者及び地元関係者等から森林管理局長が委嘱した者で構成する。
- 2 委員の任期は、委嘱した日から翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

## 第4 運営

- 1 小笠原部会に座長を置くものとし、委員の互選により選任する。
- 2 座長は、議事を運営する。
- 3 小笠原部会は、議事の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め意見を聴くほか、資料の提出、科学的知見に基づく助言等必要な協力を求めることができる。
- 4 座長は、小笠原部会の審議結果等について管理委員会に報告する。
- 5 小笠原部会は原則公開とする。ただし、座長は、議事の内容に応じて非公開とすることができる。
- 6 小笠原部会の議事概要については、関東森林管理局のホームページを通じて公開する。

## 第5 事務局

小笠原部会に関する庶務は、関東森林管理局計画保全部計画課及び小笠原諸島森林生態系保全センターにおいて行うものとし、自然遺産保全調整官が事務を統括する。

## 第6 その他

この要領に定めるもののほか、小笠原部会の運営に関し必要な事項は、座長が小笠原部会に諮って定める。

関東森林管理局保護林管理委員会小笠原諸島森林生態系保護地域部会委員

(五十音順、敬称略)

(座長)

氏名	所属等
安部哲人	(国研) 森林総合研究所 九州支所 森林生態系研究グループ長
清水善和	駒澤大学 総合教育研究部 教授
谷本丈夫	宇都宮大学 名誉教授
葉山佳代	一般社団法人小笠原環境計画研究所 代表理事
深澤丞	小笠原自然観察指導員連絡会 会長
堀越和夫	NPO 法人 小笠原自然文化研究所 理事長
茂木雄二	一般社団法人小笠原母島観光協会 理事
森下一男	小笠原村 村長
安井隆弥	NPO 法人 小笠原野生生物研究会 名誉顧問